

北九州市個人情報保護法施行条例における規定の要否に関する主な論点

	検討項目	概要	備考												
委任事項	開示請求に係る手数料	<p>○改正法は、手数料として実費の範囲内において条例で定めなければならないと規定（無料とすることも可能）</p> <p>○手数料とは別に、写しの交付に要する費用等を徴収することも可能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改正法</th><th>現行条例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料 (事務処理に係る 費用の範囲内)</td><td>○ (条例委任 事項)</td><td>×</td></tr> <tr> <td>写しの費用</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>郵送料</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>		改正法	現行条例	手数料 (事務処理に係る 費用の範囲内)	○ (条例委任 事項)	×	写しの費用	—	○	郵送料	○	○	【個票1】
	改正法	現行条例													
手数料 (事務処理に係る 費用の範囲内)	○ (条例委任 事項)	×													
写しの費用	—	○													
郵送料	○	○													
	行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約における手数料	○改正法は、地方公共団体の機関と契約を締結する者が納める必要のある手数料について、政令で定める額を標準として、条例で定めなければならないと規定	【個票2】												
任意事項	条例要配慮個人情報	<p>○改正法は、取扱いに特に配慮を要する記述等について「要配慮個人情報」として規定（=現行条例において規定する要配慮個人情報と同じもの）</p> <p>○地域の特性等に応じて特に配慮を要する個人情報を「条例要配慮個人情報」として追加可能</p>	【個票3】												
	個人情報ファイル簿の作成及び公表	○改正法が義務付ける個人情報ファイル簿とは別に、個人情報の保有状況を記載した帳簿の作成を条例で規定することが可能	【個票4】												
	開示請求における不開示情報の範囲	○改正法が定める不開示情報の範囲について、情報公開条例との整合性を図るために条例で定めることが可能	【個票5】												

任 意 事 項	開示決定等の期限	○改正法で規定する開示決定等の期限の範囲内において条例で規定することが可能			【個票6】
		開示 決定期限	改正法 30日以内	現行条例 15日以内	
	開示延長 決定期限	30日以内	45日以内		
※現行条例では起算日は開示請求日					
審査会への審査請求に係る諮詢		○改正法は、行政不服審査法に基づく機関への諮詢を規定 ○位置づけを変えることで、現在の個人情報保護審査会への諮詢が可能			【個票7】
審査会への諮詢		○個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合を条例で定めることで、審査会への諮詢が可能			【個票8】

条例制定における論点整理（個票1）

検討事項		開示請求に係る手数料																									
関連条文	改正法	第89条第2項																									
	現行条例	第29条																									
		【開示請求に係る費用負担】																									
		<改正法等>																									
		<p>条例で定める額の<u>手数料</u>を納めなければならないと規定しており、実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること（例：従量制など）や、手数料を徴収しない（無料とする）こととすることも可能とし、減免規定を置くこともできる。</p> <p>また、コピー代等の実費について<u>手数料</u>とは別に徴収することは可能である（手数料に実費相当額を含む場合は重複不可）。</p> <p>なお、国の行政機関の手数料として政令で定められている額は、保有個人情報が記録されている行政文書1件につき、オンライン請求の場合は200円、それ以外の場合は300円である。</p>																									
		<現行条例>																									
概要		<p>手数料についての徴収規定ではなく、<u>写しの作成及び送付に要する費用</u>を負担しなければならないと規定している。</p> <p>写しの作成に要する費用としては、文書又は図画については、モノクロ1枚につき10円、カラー1枚につき20円、電磁的記録については、用紙に出力した場合は用紙1枚につき10円等としている。</p> <p>また、生活保護を受給している場合等は、写しの作成及び送付に要する費用を徴収しないことができるとしている。</p>																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">改正法</th> <th colspan="2">現行条例</th> </tr> <tr> <th>施行令</th> <th>規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>写しの費用</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>郵送料</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>免除規定</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					改正法	現行条例		施行令	規則	手数料	○	×		写しの費用	—	○	○	郵送料		○	○	免除規定	×	○	○
	改正法	現行条例																									
		施行令	規則																								
手数料	○	×																									
写しの費用	—	○	○																								
郵送料		○	○																								
免除規定	×	○	○																								
論点及び検討概要		<p>◎手数料の額をどのように規定するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例では、手数料を定めることはしていない。 ・改正法は、手数料を無料とし、これとは別に実費相当額について徴収することを可能としている。 																									

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・現行条例は、規則で定める額を負担することとし、写しの作成に要する額を規則で定めている。►現行どおりの費用負担とすることが望ましいと考える。 |
|--|---|

条例制定における論点整理（個票2）

検討事項		行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料								
関連条文	改正法	第119条第3項、第4項								
	現行条例	(新設制度のため、条例に規定なし)								
概 要		<p>【行政機関等匿名加工情報】 個人情報ファイルであって、特定の個人を識別することができる記述等を削除し、復元できないように加工したもの。 新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する目的で、民間事業者から利用の提案があった場合、審査の上で契約（=行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約）し、上記の加工を施して提供する。</p> <p>【契約に関する手数料】 契約を締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">提案者（事業者）</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">① 新規に行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案を行い、提供を受ける場合</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">21,000円 +匿名加工に要する時間あたり 3,950円 +加工を委託した場合は、委託に要した費用</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② ①において作成済の行政機関等匿名加工情報について、他の事業者が提供を受ける場合</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ ①又は②において提供を受けた事業者が、（同じ）行政機関等匿名加工情報の提供を受ける場合</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">12,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、この標準額と異なるものを定める場合は、地方公共団体の特殊事情や実費の相違等の合理的な理由が必要となる。</p>	提案者（事業者）	手数料額	① 新規に行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案を行い、提供を受ける場合	21,000円 +匿名加工に要する時間あたり 3,950円 +加工を委託した場合は、委託に要した費用	② ①において作成済の行政機関等匿名加工情報について、他の事業者が提供を受ける場合		③ ①又は②において提供を受けた事業者が、（同じ）行政機関等匿名加工情報の提供を受ける場合	12,600円
提案者（事業者）	手数料額									
① 新規に行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案を行い、提供を受ける場合	21,000円 +匿名加工に要する時間あたり 3,950円 +加工を委託した場合は、委託に要した費用									
② ①において作成済の行政機関等匿名加工情報について、他の事業者が提供を受ける場合										
③ ①又は②において提供を受けた事業者が、（同じ）行政機関等匿名加工情報の提供を受ける場合	12,600円									
論点及び検討概要		<p>◎政令で定める額と異なる手数料を規定する必要があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法は政令に定める額を標準として、契約に関する手数料を定めることとしている。 ・政令に定める額と異なる額とする必要性は特にない。 ➡政令に定める額と同額の手数料とすることが望ましいと考える。 								

条例制定における論点整理（個票3）

検討事項		「条例要配慮個人情報」の規定
関連条文	改正法	第2条第3項、第60条第5項
	現行条例	第2条第4項
概 要		<p>【要配慮個人情報とは】 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条等本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>【条例要配慮個人情報とは】 地域の特性、その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>【本市における規定の要否】 条例要配慮個人情報に関する取扱いは、条例で規定した地方公共団体にのみ適用されるものであり、<u>条例要配慮個人情報を規定するかは、各地方公共団体に委ねられている。</u></p> <p>【条例での規定の適用範囲】 条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合にあっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。</p>
論点及び検討概要		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 現行条例に定める要配慮個人情報と改正法に定める要配慮個人情報の内容（範囲）に差異はあるか <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例における要配慮個人情報の規定と改正法における要配慮個人情報の規定は同一のものである。 <ul style="list-style-type: none"> ➡現行条例に規定されている要配慮個人情報について、改正法の適用後も同様の取扱いが可能となるため、条例要配慮個人情報を追加する必要はないと考える。 ◎ 要配慮個人情報に係る取扱いについて現行条例と改正法で差異はあるか <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例第6条第3項において、要配慮個人情報の取得については通常の個人情報に比べてより厳しく制限しているが、改正法ではこのような規定は置かれていない。 ・一方、改正法第61条は個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限って認められ

るとしており、実質的に個人情報を保有できる範囲は概ね同様であるとの見解が個人情報保護委員会(国)から示されている。

➡現行条例と同等の保護が可能であり、取扱いに差異はないと考える。

条例制定における論点整理（個票4）

検討事項		個人情報ファイル簿の作成及び公表
関連条文	改正法	第75条
	現行条例	第14条、第15条
概要		<p>【個人情報ファイルとは】 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために<u>特定の保有個人情報の検索を容易にできるよう体系的に構成したもの</u>。（電子データ、紙媒体）</p> <p>【個人情報ファイル簿とは】 保有している個人情報ファイルについて、法定事項（名称、利用目的、収集方法、含まれる項目等）を記載した個票をまとめた帳簿をいう。</p> <p>改正法の規定により、個人情報ファイルを保有する場合には、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。</p> <p>地方公共団体においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に加えて、別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができる。</p> <p>【現行条例との差異】 現行条例においては、改正法と同様、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとしており、<u>条例で義務付けている記載事項は、改正法における記載事項に含まれている</u>。</p> <p>なお、現行条例では個人情報ファイル簿の掲載対象としていた<u>本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについて、改正法では作成・公表の対象から除外されている</u>。また、同ファイルを作成した場合においても、提案募集の対象外である。</p>
論点及び検討概要		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 個人情報ファイル簿とは別の帳簿作成の必要性の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルであっても、保有個人情報については適切な管理が必要である。 ・ 法施行後も、個人情報の適正な管理、本人の権利利益の保護の観点から、現行と同様の取扱いとすることが、望ましい。 → 本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても同様に帳簿の作成、公表が必要と考える。

条例制定における論点整理（個票5）

検討事項		開示請求における不開示情報の範囲				
関連条文	改正法	第78条				
	現行条例	第18条（情報公開条例第7条）				
【不開示情報とは】						
<p>開示請求を受けた保有個人情報は原則として開示するが、例外的に開示請求者以外の個人に関する情報等、本人や第三者の権利利益を害するおそれがある場合、事務・事業に支障が生じるおそれがある場合等に不開示とする情報をいう。</p>						
【情報公開条例との整合性】						
<p>改正法は、改正法と地方公共団体が定める情報公開条例の整合的な運用を図るため、必要があれば、<u>開示情報及び不開示情報を追加することができる</u>としている。その意味で、情報公開条例における先例も十分参考になるものと考える。</p>						
【現行条例及び情報公開条例との差異】						
概要	改正法		現行条例		情報公開条例	
	2号ハ	第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・職務遂行情報は開示	2号ウ	第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・ <u>氏名</u> ・職務遂行情報は開示	1号ウ	個人に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・ <u>氏名</u> ・職務遂行情報は開示
	3号	法人情報	4号	(法人からの)任意提供情報	3号	(法人からの)任意提供情報
		—	4号	(個人からの)任意提供情報	3号	(個人からの)任意提供情報
		—	8号	法令秘情報	7号	法令秘情報
<p>公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、開示した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けられており、不開示情報から除外されていない。しかし、他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、例外的に開示することとなる。</p>						

論点及び検討概要

◎公務員の氏名を開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例においては不開示情報の例外（開示情報）としているところ、改正法では不開示情報とされている。
- ・行政機関（国）は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、特段の支障を生じる場合を除き、公にするものとしており、法第78条第1項第2号イに該当するものとして開示することとしている。
- ・本市においては、情報公開条例において、当該公務員個人の権利利益を害する場合を除き、不開示情報の例外として規定している。公務員の氏名について、情報公開請求及び保有個人情報開示請求の双方で、同様の取扱いとする必要がある。

→開示・不開示情報の例外として規定することが望ましい。

◎任意提供情報を開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例及び情報公開条例においては、法人又は個人からの任意提供情報（他に開示しないことを条件に得た情報）について不開示情報としているところ、改正法では法人からの任意提供情報を法人情報として不開示情報としており、個人からの任意提供情報についての規定はない。
- ・しかしながら、個人からの任意提供情報については、改正法第78条第1項第2号の「第三者に関する情報」に含むと考えることが妥当であり、不開示情報として取り扱うことは可能。

→不開示情報として規定する必要はないと考える。

◎法令秘情報を不開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例及び情報公開条例においては、法令秘情報（他の法令の規定により開示することを禁じられている情報）について不開示情報としているところ、改正法ではこれに相当する規定はない。
- ・法令秘情報については、通常改正法第78条第1項各号のいずれかに該当するものと考えられるため、他の法令の規定の趣旨等を踏まえて実質的に判断する必要があると個人情報保護委員会が見解を示している。

→不開示情報として規定する必要はないと考える。

条例制定における論点整理（個票6）

検討事項		開示決定等の期限（開示・訂正・利用停止請求の決定期限）															
関連条文	改正法	第83条、第84条、第94条、第95条、第102条、第103条															
	現行条例	第23条、24条、第34条、第35条、第42条、第43条															
		<p>【開示決定等の期限】</p> <p>開示請求、訂正請求・利用停止請求（以下「開示請求等」という。）を受けた場合に、開示、一部開示又は不開示決定を行わなければならない期限をいう。</p> <p>開示請求等の手続に関する事項について、改正法が規定する開示決定等の期限の範囲内で、条例で規定することが可能である。</p>															
概要		<p>【改正法と現行条例の比較】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>改正法</th><th>現行条例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開示決定期限</td><td>30日以内</td><td>15日以内</td></tr> <tr> <td>開示延長決定期限</td><td>30日以内</td><td>45日以内</td></tr> <tr> <td>訂正(利用停止)決定期限</td><td>30日以内</td><td>30日以内</td></tr> <tr> <td>訂正(利用停止)延長決定期限</td><td>30日以内</td><td>30日以内</td></tr> </tbody> </table> <p>※現行条例においては、起算日が請求のあった日</p>		改正法	現行条例	開示決定期限	30日以内	15日以内	開示延長決定期限	30日以内	45日以内	訂正(利用停止)決定期限	30日以内	30日以内	訂正(利用停止)延長決定期限	30日以内	30日以内
	改正法	現行条例															
開示決定期限	30日以内	15日以内															
開示延長決定期限	30日以内	45日以内															
訂正(利用停止)決定期限	30日以内	30日以内															
訂正(利用停止)延長決定期限	30日以内	30日以内															
論点及び検討概要		<p>◎決定期限について、改正法の規定する期限を短縮するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求等に係る決定期限については、現行条例では、それぞれ請求のあった日から起算して、15日、30日、30日と規定している。 ・現行条例の規定する期限とした場合、開示決定期限が請求のあった日から15日以内、延長決定期限が30日以内となり、開示請求に係る決定の全体の日数が現行条例よりも短縮される。 (改正法における延长期限が30日以内であるため、現行条例の45日以内とすることはできない。) ・法の決定期限（30日）を採用するとした場合、現行条例と比べ、開示請求者が開示決定等を受けるまでの期間が長くなる。 ➡開示請求者の利便性を考慮し、これまでどおり、現行条例に規定する決定期限を維持することが望ましいと考える。 															

条例制定における論点整理（個票7）

検討事項	審査会への諮問（審査請求）
関連条文	改正法 第105条（行政不服審査法第81条）
	現行条例 第47条第1項
【現行条例】 <ul style="list-style-type: none"> ・開示決定等についての審査請求がなされた場合、条例に基づき設置している「個人情報保護審査会」に諮問している（第47条第1項）。 	
【行政不服審査法第81条に規定する機関への諮問義務】 <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、改正法により、行政不服審査法第81条に規定する機関への諮問が義務付けられ、その組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めることとされている。 	
◎現行の個人情報保護審査会を行政不服審査法上の審査会と位置付け、引き続き、同審査会に諮問することとするか <ul style="list-style-type: none"> ・改正法施行前の条例で設置している審査会については、条例により現行の審査会を行政不服審査法第81条の機関として位置付けることで、引き続き同審査会に審査請求に係る諮問をすることは可能とされている。 ・審査請求に係る諮問については、当事者双方の主張を踏まえた上で審議を尽くす必要があり、これまでの知見の積み重ねが重要であることなどから、引き続き、現行の審査会に諮問することが望ましい。 ・また、改正法では、「議会」は対象外とされている。 <p style="padding-left: 20px;">→条例により現行の審査会を行政不服審査法第81条の機関として位置付け、現行と同様、引き続き、同審査会に諮問することが望ましいと考える。また、議会からの諮問に応じ、同審査会が審査請求についての調査審議を行うことができるよう、条例に規定することが望ましいと考える。</p> 	

条例制定における論点整理（個票8）

検討事項		審査会への諮問（審査請求以外）
関連条文	改正法	第129条
	現行条例	第47条第2項
概要		<p>【審査会への諮問（改正法）】</p> <p>改正法では、地方公共団体の機関は、<u>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、条例で定めることにより、審議会等に諮問することができる旨規定</u>されている（第129条）。</p> <p>【審査会の所掌事務（現行）】</p> <p>審査会の現行の所掌事務については、次のとおり整理できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求についての調査審議 (2) 個人情報保護制度の運営に関する審議等 (条例改正、特定個人情報保護評価に関する第三者点検等) (3) 保有個人情報に係る審査会への意見聴取、報告等 <ul style="list-style-type: none"> *意見聴取事項（個人情報の保有の制限、目的外利用等） *報告事項（オンライン結合提供、存否応答拒否等）
論点及び検討概要		<p>◎審査会に対する諮問をどうするか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合</u>」の例として、以下のとおり国が示している。 *法施行条例の改正の場合 *国の法令等に従った運用ルールの細則を定める場合 *地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施する場合 <p>なお、個人情報保護法以外の法令（特定個人情報保護評価に関する規則等）に基づき審議会に意見を聞くことは妨げられないとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、改正法では、議会は対象外とされている。 <p>→審査会に対する諮問事項について、国が示す例及び本市の実情等を踏まえ、条例で規定する必要があると考える。また、議会からの諮問に対しても、応じる必要があると考える。</p>